

中央会

組合活性化情報



2005.9
No.491

わかやま

- 中国輸出振興部会総会
 - 「新会社法案」のポイント
 - 官公需地方推進協議会
 - くみあい元気ルポ
- 和歌山化成品工業（協） ——

No.491

2005.9

W A K A Y A M A

Contents

今月のトピックス	1
● 中国輸出振興部会通常総会	
ステップアップ講座	2
● 「65歳継続雇用達成のために」 PART III	
施策情報	4
● 「新会社法案」のポイント	
● 官公需地方推進協議会	
● 国勢調査	
● 環境にやさしい買い物キャンペーン	
● ノーマイカーデー運動	
会員だより	10
● 木工工作フェア	
● ヤーヤーまつり	
● Uターンフェア	
くみあい元気ルポ	12
● 和歌山化成成品工業協同組合	
第2回和歌山くみあい祭り	13
中小企業組合検定試験	13
シニアパワーの活用	14
人と企業を結ぶ人材情報の安心ネット	15
● (財) 産業雇用安定センター	
全国先進組合事例	16
地域の就職支援活動	19
情報連絡員報告	20
共済制度のご案内	22

今月のトピックス

中国輸出振興部会通常総会開催!!

8月19日（金）、ホテルアバローム紀の国にて、中国輸出振興部会の通常総会が開催されました。

中国輸出振興部会は、「世界の市場」として注目を浴びている中国に対し、中国の現状と将来を研究し、輸出事業の振興を図るべく、昨年12月に設立され、現在、研修会等の事業を実施しています。

本会山下会長の挨拶の後、（株）エスシーネットワークの代表取締役社長 山田秀樹氏により「中国の現状について」をテーマに講演会が開催され、山東省・青島市を中心に中国の現状や元切り上げを含めた金融事情についてご講演いただきました。



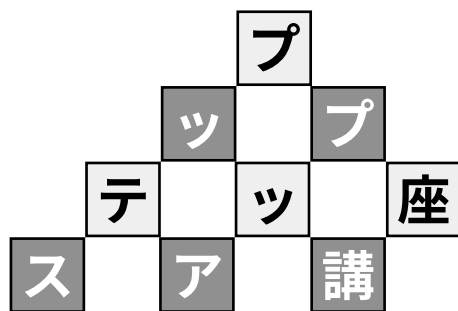
山下会長



山田秀樹氏



続いて、通常総会では、提出議案が慎重審議され、原案通り可決決定されました。今後は、11月に山東省・青島市において、商談会・中国市場調査視察が実施される予定で、市場調査についての説明会及び質疑応答が行われ、総会は終了しました。



「65歳継続雇用達成」

PARTIII

前号では、65歳雇用確保措置として、法律で定められている1.定年の引上げ、2.継続雇用制度の導入、3.定年制廃止の3つの方法についての各々のメリット・デメリットや考慮しなければならない点などについて、ご説明しました。

65歳継続雇用の最終となる本号では、現実的な対応として最も多いと思われる、継続雇用制度の導入についてのポイントについてご説明します。

● 継続雇用制度の導入にあたって

1. 勤務延長方式と再雇用方式

定年後も希望する者を、引き続き雇用する継続雇用制度には、定年後退職せずに引き続き雇用される「勤務延長」と、定年後にいったん退職してその後雇用される「再雇用」の2つの方式があります。主な相違点は次の通りです。

① 勤務延長方式

定年年齢に達した者を退職させることなく引き続き雇用しますので、基本的には定年前の雇用契約を定年到達後も継続します。そのため継続雇用後の処遇も定年前とあまり変わらないのが特徴です。退職金も、定年年齢到達時ではなく、勤務延長契約終了後に支払う場合が多いようです。

② 再雇用方式

定年年齢に達した者をいったん退職させた後、再び雇用しますので、定年前の雇用契約は破棄され、新たな雇用契約に変るのが特徴です。退職金は定年年齢に達したときに支払うことが多いようです。

以上の①勤務延長方式、②再雇用方式の2つがありますが、継続雇用制度を既に導入している企業においては、定

年後の処遇を変更しやすい、再雇用方式を採用している企業が大半となっています。そのため、以後は主として再雇用方式を説明していきます。

2. 継続雇用制度対象者の希望者全員とは

継続雇用制度とは、定年到達後の希望者全員を雇用する制度ですが、必ずしも個別の労働者の65歳までの雇用を義務付けているわけではありません。

再雇用後の新たな労働条件等について納得せず、雇用契約を締結しない者については、雇用する義務はありません。もちろん、建前上は「希望者全員の継続雇用」としながら、労働条件について継続雇用希望者の条件や希望をあえて無視して、意図的に低い労働条件を提示するような場合は論外です。

希望者全員の継続雇用とは、継続雇用希望者に対して、その希望者にふさわしい職務、働き方、賃金といった労働条件を企業が提示し、その労働条件に納得することができる希望者全員について、継続雇用契約を締結することなのです。

● 継続雇用制度の実例

次に、いよいよ制度導入に向けて、すでに継続雇用制度が導入されている企業の例についてご紹介していきます。

1. 継続雇用後の雇用形態

継続雇用制度において、再雇用後の雇用形態は、新たな雇用契約を締結することになるため、労働基準法や最低賃金法などの法律で定められている基準を満たしている限り、労働条件の不利益変更といった問題も生じにくく、定年前とは切り離して考えることができるため、正社員以外にも、嘱託社員、契約社員、パートタイマーなど様々な雇用形態が存在しています。

2. 賃金形態・労働時間について

継続雇用を希望する高齢者の多くは、既に子育てや住

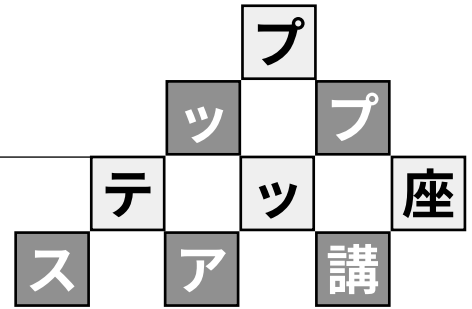
宅ローン返済といった経済的負担の大きいライフステージを過ぎて、ゆとりと健康面に重点を置いた生活を望んでいます。

そのため、種々の調査結果からも、賃金については大多数が、定年前よりも低下してもやむを得ないものと考えており、労働時間については、ほぼ半数が時間短縮を希望しています。

このことから、既に継続雇用制度導入をしている企業では、短時間勤務制度等を導入し、賃金については定年前の60%程度を支給することにより、次に説明する在職老齢年金や公的給付と組み合わせて、定年前所得の70%~80%となるように設定をしている事例が多く見られます。

のために」

社会保険労務士 和田 広 幸



3. 在職老齢年金と公的給付の活用

60歳以上の高齢者の賃金の低下を最小限にとどめ、企業にとっては賃金コストを抑制する方法として、次のとおり在職老齢年金と高齢者雇用継続給付金が活用されています。

① 在職老齢年金

厚生年金の被保険者が60歳に達して以後、在職してい

る場合には、原則的には総報酬月額と年金月額の合計によって、在職老齢年金が支給されます。その支給額は次の計算方法によります。

なお紙面の都合上、年金制度の詳細については記載することができませんのでご了解下さい。

年金月額	総報酬月額	支給停止額
28万円以下	48万円以下	(総報酬月額+年金月額-28万円)×0.5
	48万円超	(48万円+年金月額-28万円)×0.5+(総報酬月額-48万円)
28万円超	48万円以下	総報酬月額×0.5
	48万円超	48万円×0.5+(総報酬月額-48万円)

② 高齢者雇用継続給付金

高齢者雇用継続給付は、雇用保険被保険者で、60歳到達後の賃金が、60歳時点の賃金に比べ、25%以上低下した場合に、雇用保険から支給される給付金です。賃金の低下率に応じて給付率が変動します。計算式は次のとおりです。

賃金低下率	支給率
75%以上	0%
75%未満～61.5%	0.44%～14.35%
61%以下	15.00%

4. 社会保険の適用

① 健康保険と厚生年金保険

継続雇用後の健康保険・厚生年金保険適用については、対象者の週所定労働時間・労働日数によって判断されます。正社員やパートタイムなど呼称には関係無く、原則としてその事業所に働く通常社員の所定労働時間の3/4以上であれば被保険者となり、3/4未満であれば被保険者となりません。

② 雇用保険と労働者災害補償保険

雇用保険については、週所定労働時間が20時間未満の場合は、被保険者となれません。週所定労働時間が20時間以上で、雇用契約が1年以上にわたって反復更新されることが見込まれるものは、短時間被保険者となり、週所定労働時間が30時間以上の場合は一般（短時間以外）の被保険者となります。

労働者災害補償保険については、社員やパートタイムなどの雇用形態や雇用期間に関わらず、また勤務時間の長短に関わらず、全ての労働者が対象となります。

5. 継続雇用対象者の基準制定

最後に、継続雇用制度の最大のポイントである継続雇用対象者の基準制定について、少し説明を加えます。

改正高齢者雇用安定法は、働く意欲と能力のある高齢者の雇用確保を目的としています。個別企業が各々必要

とする労働能力については、業務内容や各種環境によって大きな差異がありますので、継続雇用制度対象者の基準については、画一的でなく当該労使がその企業にふさわしい基準を定めて実施することが望ましいのです。

また、制度導入がスムーズに運ぶように、暫定的に就業規則での基準制定も認められています。

以上の趣旨を生かして、厚生労働省からは、具体性（意欲、能力等を具体的に測るものであること）、客観性（必要とされる能力等が客観的に示されており、該当可能性を予見することができるもの）の、観点に留意して基準を制定することが望ましいとの見解が示されています。一例を挙げると、ある運送会社では継続雇用希望者に、交通安全センターの適性診断の受講と健康診断の受診を義務付け、あわせて過去の勤務状況を勘案するなどの基準を設定して、スムーズに継続雇用制度を実施しています。

以上、簡単に継続雇用制度の実例について、紹介してきました。平成18年4月1日からは、第一段階として62歳までの継続雇用が義務化されます。速やかな継続雇用制度導入に向けての準備を進められることを期待して、65歳継続雇用についての連載を終わります。

新会社法案のポイント!!

～来年4月から施行予定～

平成18年4月1日に施行予定の同法案は、会社に係る各種の制度のあり方について、体系的かつ抜本的な見直しを行い、新たな法典として創設するものです。中小企業及び中小会社に関係の深い項目として、(1) 株式会社と有限会社の統合、(2) 機関設計の柔軟化、(3) 最低資本金規制の撤廃、(4) 会計参与制度の導入、等の改正が行われています。

① 株式会社と有限会社の統合

株式会社は商法、有限会社は有限会社法で規定されていますが、有限会社は信用が劣るという認識から小規模の企業であっても株式会社形態を選択する場合があります。そのため、有限会社と実態として差がない株式会社が増加し、規制（取締役員数規制、取締役会の設置義務等）が形骸化していました。

そこで、有限会社法を廃止し、有限会社と株式会社とを新しい「株式会社」に統合することになりました。ただし、既存の有限会社に対しまして株式会社になることを強制するものではありません。

② 機関設計の柔軟化

従来、株式会社は「大企業・公開企業」、有限会社は「中小企業・非公開企業」という前提の下、株式会社に対し一律に厳格な規制があります。そのため有限会社的な株式会社では名目的な取締役・監査役が設置される場合が多数存在していました。

そこで、取締役や監査役の設置や取締役の数、任期などの機関設計について、柔軟に対応するよう見直しが図られました。特に譲渡制限株式会社（※）について、最低限の機関設計のみを定め、企業の成長段階に合わせた柔軟な機関設計の選択が可能となります。

※株式の譲渡について会社の承認が必要である旨の定款の定めがある会社

	現行株式会社	現行有限会社	新会社法
取締役会・監査役	必ず設置	任意で設置	任意で設置
取締役の数	3人以上	1人以上	1人以上
取締役・監査役の任期	取締役2年・監査役4年	制限なし	最長10年

機関設計の柔軟化により次の効果が見込まれます。

- 名目的な取締役・監査役が不要となり、報酬などのコストの削減が可能。
- 取締役会を設置しないことで迅速な意思決定が可能となり、議事録の作成・保存も不要となる。
- 役員の変動が当分の間見込まれない会社にあっては、定款の定めをもって取締役・監査役の任期を延長（最長10年）することにより、再任手続き（総会での再任に決議、変更登記）に係る作業負担や金銭的負担を軽減可能。

③ 最低資本金規制の撤廃

現行制度では、最低資本金として株式会社は1,000万円、有限会社は300万円が義務づけられています。しかし、近年少額資産で営業可能なネットビジネス等の業種拡大により、最低資本金規制が創業の障害となる懸念がありました。そこで創業の促進の観点から、設立時の払込価格の下限規制を撤廃することになりました。

なお、留意点として資本金の額にかかわらず、純資産額が300万円未満の場合には、剰余金があってもこれを株主に分配することができません。

	現行株式会社	現行有限会社	新会社法
最低資本金	1,000万円	300万円	撤廃

④ 会計参与制度の導入

現行制度では、計算書類について監査を行う主体は監査役であり、会計監査を行うための権限（調査権限、報告権限※）が付与されています。

※調査権限：会計帳簿の閲覧又は謄写請求、取締役等への会計に関する報告請求、業務・財産の状況の調査が可能
報告権限：監査報告書の作成と、当該報告書について総会での説明

また、商法特例法上の大会社には会計監査人（公認会計士・監査法人）による監査が義務づけられており、監査役から構成される監査役会が当該会計監査人を監督していました。

しかし、中小企業にとって会計監査と業務監査※の双方を義務付けられている監査役の確保は困難でした。また、会計監査人監査は信頼性は高いがコストが高い問題点がありました。

※業務監査：取締役の業務執行の適法性につき監査を行う（法令・定款違反のチェック）

そこで、過度な負担なく中小企業の計算書類の信頼性を向上するため、会計監査人が設置されていない中小会社に対し、会計専門家が取締役と共同して計算書類の作成を行うことにより計算書類の信頼性を高める「会計参与制度」を導入します。

●会計参与制度の概要●

設 置	任 意
職 務	①計算書類作成、②総会における説明、③計算書類の保存（5年間）、④株主・債権者への開示
資 格	税理士（税理士法人含む）又は公認会計士（監査法人含む）
兼 任	会社又は子会社の取締役、執行役、監査役
選 任	株主総会で選任
任期・報酬	取締役と同様の規定に従う
責 任	計算書類の作成につき任務懈怠があった場合、対会社責任（過失責任）及び第三者責任（重過失責任）を負う。対会社責任については一部免除が可能。株主代表訴訟の対象となる。

官公需確保対策地方推進協議会

8月19日（金）、平成17年度官公需確保対策地方推進協議会が経済センター（和歌山市）9階会議室において開催されました。

主催者の近畿経済産業局中小企業課の官公需担当専門官から官公需法の概要、「中小企業者に関する国等の契約の方針」についての概要説明があり、続いて和歌山県商工振興課長と当中央会より官公需施策の取り組み状況等についての詳細な説明が行われました。

平成17年度中小企業者に関する国等の契約の方針（概要：抜粋）

1. 中小企業者の受注機会の増大のための措置

- | | |
|------------------------------------|------------------------------|
| (1) 情報提供の促進 | (9) 適正価格による発注 |
| (2) 中小企業官公需特定品目等の発注情報等の提供及び受注機会の増大 | (10) 地方支分部局等における地元中小企業者等の活用 |
| (3) 官公需適格組合等の活用 | (11) 中小建設業者に対する配慮 |
| (4) 指名競争契約等における受注機会の増大 | (12) 技術力のある中小企業者に対する受注機会の増大 |
| (5) 中小企業者への説明の徹底 | (13) 新規開業者に対する受注機会の増大に向けての措置 |
| (6) 銘柄指定の廃止 | (14) 調達手続きに関する簡素・合理化 |
| (7) 分離・分割発注の推進 | (15) 中小企業者の自主的努力の助長 |
| (8) 計画的発注の推進及び労働時間短縮への配慮 | |

2. 中小企業者向け契約目標

平成17年度における国等の契約のうち、中小企業者向け契約の金額が、約4兆3,441億円となるよう努めるものとする。

この金額は、国については約2兆2,658億円、公団等については約2兆783億円とする。

3. 官公需に係る施策の推進





国勢調査

平成17年10月1日（土）



数字から 明日の日本を 夢デザイン

- 国勢調査は、法律に基づいて行われる人口と世帯に関する最も基本的な統計調査です。
- 9月下旬から10月上旬にかけて、国勢調査員が皆さんのお宅へ、調査票の配布と受け取りにうかがいます。
- 調査票には、世帯構成や住宅の状況、就業状態、通勤・通学地などを記入していただきます。
- 国勢調査の結果は、少子高齢社会への取組や皆さんのまちづくりにいかされます。
- 国勢調査員をはじめとする調査関係者には、守秘義務があり、調査内容の秘密は保護されます。

総務省統計局

<http://www.stat.go.jp/>

和歌山県



「環境にやさしい買い物キャンペーン」の概要 （グリーン購入・マイバッグキャンペーン）

1 目的

地球温暖化や増大するゴミ問題など、今日の環境問題は私たちの生活と密接な関わりを持っています。このようななか、県民・事業者・行政が協力しあって、省エネルギー・省資源やゴミの減量化に取り組み、環境にやさしいライフスタイルや経済活動を実践する契機とします。

2 実施期間

平成17年10月1日（土）～平成17年10月31日（月）

3 実施内容

事業者（店舗） キャンペーンポスターを店内に掲示し、『環境にやさしい商品の購入』、『買い物袋の持参（マイバッグ）』などを消費者に呼びかけていただきます。消費者への具体的な呼びかけ方法は、それぞれの店舗で自由に行っていただきます。



「ノーマイカーデー運動」参加事業所募集!

自動車の急速な普及と交通基盤の整備は、本県産業の発展や県民生活の向上に多大な貢献をしてきた反面、公共交通機関の衰退、排気ガスによる地球温暖化及び交通渋滞といった問題を引き起こしています。このため、和歌山県ノーマイカーデー運動推進協議会（H16.10.28発足）では、自家用車による通勤を見直し、公共交通機関や自転車等への転換を促すノーマイカーデー運動を推進しています。

各事業所におかれましては、本運動の趣旨をご理解いただき奮って参加いただきますようよろしくお願いいたします。

宣言した事業所については、県の環境ホームページ「わかやまエコネット」で事業所名、ホームページアドレスなどを紹介させていただきます。

「ノーマイカーデー運動」参加申込書等お問い合わせは下記迄

【問い合わせ先】

和歌山県ノーマイカーデー運動推進協議会事務局
（和歌山県企画部計画局総合交通政策課）Tel 073-441-2344

わかやまエコオフィス宣言とは

不要な電灯の消灯や節水など、事業所の自主的な環境保全活動の取組を宣言するもので、今回の「ノーマイカーデー運動」以外の取組については、下記のURLより宣言できます。

わかやまエコネットURL
<http://wave.pref.wakayama.lg.jp/econet/work/ecoffice.php3>

『環境にやさしい商品の購入』の呼びかけ

- 取組例：環境にやさしい商品が一目で分かるように表示する。
チラシ広告でPRする。
対象商品の特売セールを行う。
対象商品のコーナーを設ける。 など

●対象商品

再生紙を使用したトイレトペーパー
詰替商品（シャンプー、リンス、台所用液体洗剤等）
エコマークなどの環境ラベルのついた商品
その他リサイクル製品や省エネ製品などの環境配慮型商品

『買い物袋持参』の呼びかけ

- 取組例：店内放送やレジでの声かけを行う。
買い物袋持参者へのスタンプ押印を通常の倍にする。
買い物袋の販売 など

その他

- 取組例：簡易包装の実施
はかり売り・はだか売りによる販売 など

お問い合わせ ……〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課 担当：福田、宮坂
TEL 073-441-2690 FAX 073-433-3590

※このキャンペーンは、17年度は47都道府県（16年度 47都道府県参加）で共同実施しています。昨年度は全国で約6,200社、約17万4千店舗のご協力を頂きました。

会員だより

木とふれ合おう～木工工作フェア開催～

～和歌山木材協同組合～

7月31日（日）、マリーナシティのわかやま館において第17回目となる児童木工工作フェアが開催されました。

親子で参加する木工工作フェアは、和歌山木材協同組合の青年部である木成クラブが毎年ボランティアで実施しており、“木”とのふれ合いを通じて木工の楽しさを体験してもらおうという人気のイベント。

当日は、約100組の親子連れが参加。



和歌山木材協同組合
TEL073-445-5574

子供たちが慣れない手つきでノコギリと悪戦苦闘し、お父さんお母さんも子供たちを見事にフォローしながら、真剣な表情で作品づくりに取り組みます。

木成クラブ青年部員も製作指導に大わらわで、熱気溢れる会場は、しばし小さなカーペンターズの独壇場となりました。



地元企業65社が集結！！

きのくに人材Uターンフェア

8月13日（土）、ホテルグランヴィア和歌山にて、第23回きのくに人材Uターンフェアが開催されました。

毎年お盆のこの時期に実施されるUターンフェアは、来春卒業予定の学生だけでなく、一般のUターン希望者も対象としており、今回は、出展企業65社（新規10社）、募集人員411名のところ、492名（学生317名、一般175名）の参加者がありました。

また、今回のUターンフェアには、当会会員組合である和歌山市葬祭事業協同組合が参加さ



第33回ヤーヤーまつり

～田辺市商店街振興組合（連）～

8月8日（月）、田辺市内目抜き通りの10商店街通りで、恒例の人気イベント“ヤーヤーまつり”が開催されました。

北新町・湊通り・北新町北通り・宮路通り・銀座・駅前・栄町・アオイ通りの8商店街によるビッグなこのイベントも今年で第33回目を迎えました。

午後7時の
テープカット

に続き、華やかなパレードでオープニングセレモニーがスタート。

歩行者天国となった沿道の各店では、バーゲンセールも盛大に催され、ゲームやガラガラ抽選に興じる親子連れ、カップルたちで大賑わい！

今年の田辺商店街通りも、夏を楽しむ人たちの熱気



で気温以上の熱い“ヤーヤーナイト”になりました。

田辺市商店街
振興組合（連）
TEL0739-22-2900



れていました。組合の方に話を聞くと、「新卒を採っていかうと今回初めて参加しました。我々はサービス業なので、求める学生像

としては、明るく素直で社会人として相手の立場になって考えられる人ですね。」との事でした。

会場では、企業の個別ブースでの面談に加え、企業合同説明会も開催され、和歌山の将来を担う参加者と企業にとって非常に熱い一日となりました。





発祥の地から オンリーワンを目指して

～ 和歌山化成品工業協同組合 ～

プロフィール

大正3年、由良浅次郎氏が国内初の工業的な「アニリン」合成に成功したことにより和歌山は合成染料の発祥の地としての基礎を築きました。

その後、合成染料の分野においては業界トップのシェアを占めるまでに発展し、昭和25年に〔和歌山染料工業協同組合〕を発足しました。

その後、時代に即応したファインケミカルの分野に活動を拡大したため、〔和歌山化成品工業協同組合〕と組合の名称を変更し、現在に至っています。



中村理事長

業界の現況について

石油価格の高騰による原料高、製品価格に転嫁できない製品安の状態が続く中、近隣諸国の安価な輸入品との競争が激しく、業界としては辛抱の時期を迎えています。

組合PR



小綿事務局長

変動の激しい化学工業業界の中で、企業独自の努力により国内ナンバーワンでなく、オンリーワンを目標に前進あるのみです。

常に時代のニーズに合ったより優れた新製品の開発、また、環境問題を踏まえ、リサイクル・リユースなどのテーマを克服しつつ、化学業界全体の発展と向上を目標に積極的な活動を展開しています。



組合所在地 〒641-0043
和歌山市宇須4丁目3番10号
T E L 073-422-8664
F A X 073-427-0758
U R L <http://www.waila.or.jp/kasei/>
設立年月日 昭和25年7月10日
組合員数 14

第2回 中小企業くみあい合同フェスタ

和歌山くみあい祭り

第19回

和歌山県 家具産地展 10/1(土)・2(日)

10:00～16:30 (2日は16:00まで)

和歌山マリーナシティ・WAVE (ウェーブ)

和歌山県中小企業団体中央会・和歌山県家具工業協同組合・和歌山県洋家具商工業協同組合 合同開催

先着400名に ふるまい餅

入場
無料

新車展示コーナー

★野菜・鮮魚・肉の 大安売り!

★蒔絵・再織りの 無料体験

★飲食・物産展示即売会

★木工教室etc...

ぜひ
遊びに来てね!

洋家具インテリア

あなたのお部屋に合う
家具をさがしてみませんか?

紀州桐箆笥など伝統的和家具の

展示即売

一見の
価値アリ!



問合わせ先 ★ 和歌山県中小企業団体中央会 連携支援部 (増井・神保) TEL 073-431-0852

Grow up

中小企業組合検定試験に挑戦して、 中小企業組合士になりましょう!

平成17年度「中小企業組合検定試験」受験概要

受験資格… 中小企業組合の業務に従事している人、又は
将来従事しようとする人。

試験日… 平成17年12月4日(日)

試験地… 札幌・青森・秋田・仙台・さいたま・東京・長野・
静岡・名古屋・大阪・松江・岡山・広島・山口・高松・
福岡・長崎・大分・宮崎・那覇

受付期間… 平成17年9月1日(木)～10月14日(金)

受験料… 5,000円(一部科目免除者は3,000円)

試験科目… 「組合制度」「組合運営」「組合会計」

その他… 申込方法など詳しいことは、最寄りの都道府
県中小企業団体中央会にお問い合わせ下さい。
(受験願書は中央会にあります。)

平成17年度

中小企業組合検定試験

主催/全国中小企業団体中央会

後援/中小企業庁

協力/都道府県中小企業団体中央会

シニアパワーの活用

65歳雇用 導入プロジェクト

高年齢者雇用安定法改正の概要

平成25年4月までに65歳までの雇用が全ての企業に義務づけられました。

雇用確保義務は、平成18年4月1日より平成25年4月1日までに段階的に雇用義務年齢を引き上げる必要があります。

定年の定めをしている事業者については、①65歳までの定年の引き上げ、②継続雇用制度の導入、③定年の定め廃止、以上のいずれかの高年齢者雇用確保措置を講じなければなりません。

62歳 ▶▶ **63歳** ▶▶ **64歳** ▶▶ **65歳**
H18.4～H19.3 H19.4～H22.3 H22.4～H25.3 H25.4～

Q & A

Q 継続雇用制度について、定年退職者を再雇用するにあたり、いわゆる嘱託やパートなど、従来の労働条件を変更する形で雇用することは可能ですか。その場合、1年ごとに雇用契約を更新する形態でもいいのでしょうか。

A 継続雇用後の労働条件については、高年齢者の安定した雇用を確保するという改正高年齢者雇用安定法の趣旨を踏まえたものであれば、最低賃金などの雇用に関するルールの範囲内で、フルタイム、パートタイムなどの労働時間、賃金、待遇などに関して、事業主と労働者の間で決めることができます。

1年ごとに雇用契約を更新する形態については、改正高年齢者雇用安定法の趣旨にかんがみれば、年齢のみを理由として65歳前に雇用を終了させるような制度は適当ではないと考えられます。

したがって、この場合は、①65歳（男性の年金支給開始年齢に合わせ男女とも同一の年齢）を下回る上限年齢が設定されていないこと、②65歳（男性の年金支給開始年齢に合わせ男女とも同一の年齢）までは、原則として契約が更新されること（ただし、能力など年齢以外を理由として契約を更新しないことは認められます。）が必要であると考えられますが、個別の事例に応じて具体的に判断されることとなります。

問 い
合わせ
相談先

65歳雇用導入プロジェクト

TEL：073-431-0852 FAX：073-431-4108

E-mail：info@chuokai-wakayama.or.jp

人と企業を結ぶ 人材情報の安心ネット

●全国ネットの人材情報

企業間の出向・移籍のお手伝いを47都道府県の事務所でこなっています。

●信頼と安心のかけはし

経済・産業団体と厚生労働省の協力で設立された公益法人です。

●在職者の方もサポート

在職中であって転職を希望される方の職業相談・職業紹介も行なっています。

●各種セミナーの実施

再就職支援セミナー・キャリアデザインセミナー・人事労務管理セミナーを実施しています。

●不良債権処理に伴う離職者支援

不良債権処理の影響で、離職を余儀なくされる方(雇用調整方针对象者)を支援します。

●お気軽にご相談を

情報の提供、相談、あっせんについての費用は無料です。



(財)産業雇用安定センター 和歌山事務所

〒640- 和歌山市北出島1丁目5-46

8317 和歌山県労働センター3F

TEL 073-432-4690 FAX 073-432-4731

全国先進組合事例

埼玉県

生活者のまなざしで、よいものを選び家庭に届けたい
企業組合りさいくる工房マザーズハウス

所在地 〒343-0023
越谷市東越谷2丁目18-21
電話番号 048-965-4185
FAX番号 048-965-4185
設立 平成7年11月
出資金 308万円
組織形態 集中型企业組合
実施事業 リサイクル品、自然食品、エコ
ロジー雑貨等の販売

組合員 4人
従事組合員 4人
URL <http://www5.ocn.ne.jp/~mother-h>

まだまだ使えるものが廃棄されていることに「もったいない！」と声をあげ創業してから、絶えず生活者の視点で事業に取り組み、商品を通してメッセージを発信している

背景と目的

生活クラブ生活協同組合の活動を通して、リサイクルや自然環境などに関心をもっていた主婦4人が、地球環境問題を考え、身近なところで、まだ使える物を大切にしたいと考えていた。省資源・リサイクル型のまちづくりを目指してリサイクルショップをオープンするため、最初は任意団体のワーカーズ・コレクティブで創業したが、法人格を得るため企業組合を設立した。



▲ 店舗外観

組合の特徴と事業概要

企業組合を選択したのは、働く人すべてが経営責任を持つ働き手であるというワーカーズ・コレクティブという組織の特性を考えての理由からである。

事業は家庭で不要になった季節の衣料品、和洋食器、日用品、雑貨などの委託販売及び買い取り販売や手作り品の販売から始め、その後、フェアトレード商品、エコロジー雑貨など取扱い商品を拡大していった。同時に店舗の拡大・改装も行っている。平成12年には食品販売の営業許可を得て、パン、たまご、自然食品、無（減）農薬野菜などの販売を開始し、売り場も従来の2倍に拡張した。組合員はすべて家庭責任をもつ主婦であることから、生活者の視点に立った品揃えに努め、リサイクル品のみならず環境や安心・安全性を考えた食品や雑貨を紹介するというコンセプトを重視して積極的な経営を行い、顧客が定着化してきている。

成果

設立後9年を経過し、地域に支えられながら取扱い品を充実させ、事業を拡大してきた。企業組合の特性を活かし、組合員全員の考えを反映させた柔軟な経営を行うことにより働く喜びを実現させ、大きな成果をあげている。今後も、店舗を窓口に地球的視野で地域に根ざした活動を展開し、循環型まちづくりを目指していく。そのため、事業としての成長性を明



▲ 店内風景



▲ 店内風景

確に意識し、積極的な販売姿勢や品揃えの工夫など戦略的な試みを実施することになっている。

所在地 〒466-0033
名古屋市昭和区台町2丁目30

電話番号 052-841-6139

FAX番号 052-841-6173

設立 昭和24年11月

出資金 15万円

組織形態 同業種同志型組合

地区 名古屋市他7市5町

主な業種 佃煮惣菜販売業

組合員 38人

組合従業員 3人

専従理事 2人

URL <http://www.meick.com/>

歴史ある佃煮惣菜組合が、地域の食文化や伝統文化を見つめ直してほしいと期待を込め、県特産の安全安心な旬の食材を使い、愛知の味の新商品「愛知百味選」の開発に取り組む

背景と目的

地域の個性が失われ中小佃煮惣菜店は、地域の食文化や伝統文化への無理解と、大手スーパーの進出などで低迷が続いている。しかし、愛知県農林水産部が推進する地産地消運動は高まりを見せており、愛知万博も開催されようとしている。この時期に、素材から商品までとことん愛知にこだわった老舗ならではの新品を開発した。平成16年3月には48種類を「愛知百味選」として認定し、4月から販売を始めた。「とことん愛知にこだわる」というコンセプトが決定されるまでに果たした愛知県中央会の役割も大きい。



地域活性化に貢献する事業・活動の内容

素材に八丁みそや名古屋コーチンなど、愛知県産の野菜や農畜水産物などを、必ず1品使うことを条件に新商品の開発を行っている。伝統料理の豆味噌や、今では作られることのなくなった「鮎味噌」などの郷土料理の復活もある。日頃はライバル同士である組合員が、試作品を前に活発な意見を出し合い、よりよい商品、本当に良いものだけを「愛知百味選」として認定している。「愛知百味選」ブランドの確立は、県内農畜水産業の振興や郷土料理の復活など、事業開始当初に掲げたもう一つの目的、地域の食文化の伝承、伝統文化への理解を深める活動となっている。

成果

テレビや新聞などのマスコミに度々紹介されたことで、組合統一ブランドの知名度が高まり老舗の味が見直された。その結果、一般消費者の需要増はもちろん、これまで少なかった外食産業など新しい取引先が生まれ、売上高の増加、販路の拡大が見られる。また、商品開発の方向が明確になり、ヒット商品が生まれやすくなっている。事業の成功には、組合員の積極的な活動はもちろんのこと、マスコミへの適切な対応など事務局の努力があげられる。さらに、伝統料理の復活で、消費者との交流が活発化し、高齢化の進展で存続が危ぶまれる地域コミュニティの維持、地産地消の推進による輸送エネルギーの節減やそれによる環境保全も期待される。



香川県

さぬきうどん用県産小麦の開発に寄与

香川県産生麺事業協同組合

所在地 〒760-0005
高松市宮脇町1丁目8-21
電話番号 087-831-7492
FAX番号 087-834-8673
設立 昭和36年1月
出資金 370万円
組織形態 同業種網羅型組合
地区 香川県

主な業種 めん類製造業
組合員 101人
組合従業員 1人

香川県産さぬきうどん用小麦「さぬきの夢2000」が県農業試験場で開発された。開発には組合員が様々なノウハウを提供。開発後はこの小麦の啓発普及に積極的に参加している

背景と目的

近年のうどんブームによりさぬきうどんの認知度は向上しているものの、めんの原料として使用される小麦は、1980年以降、オーストラリア産小麦（ASW）が主体となっている。このような状況のなかで、昔ながらのさぬきうどんの食感を求め、地元県産小麦の復活を望む声が大きくなってきていた。この声に応えるため、香川県農業試験場で新品種の開発が開始された。

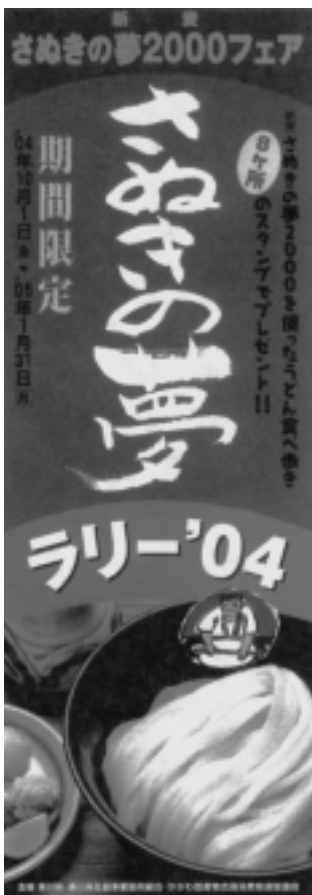


連携と新事業展開の内容

開発された小麦を使用しうどんを打つのは製めん業者であるため、技術的側面、普及の面からも製めん業者の参加は不可欠である。そのため組合に協力依頼があり、「県産のうどん粉」開発という目標に向かって、県の呼びかけで、関係業者、生産者が一堂に会したことで開発に弾みがつき、その結果2000年に待望のうどん用県産小麦「さぬきの夢2000」を誕生させることができた。組合では、業者及び職人を組合員の中から選出し、収穫された小麦を製粉しうどんを試作し、ASWを使用したうどんと比較するため、食味評価を行ったところ優れた食感が得られたため、組合員が積極的に使用することとした。県産小麦の誕生後は普及のため、この小麦を使用したうどん店を回る「さぬきの夢ラリー」などのイベントを行い消費者にPRしている。

成果

組合では開発時に、うどんを製作するためのノウハウや職人の提供を行い、開発後には「さぬきの夢2000」を使用したうどん提供に積極的に協力している。これにより将来的には、ASW使用のうどんを超えるような高評価うどんの誕生が可能となり、さぬきうどんのブランド力を高めることに大いに寄与することが期待される。さらに「さぬきの夢2000」のPRを図るために開催された各種イベントでは組合員が一丸となり、積極的に参加したことで、組合員間の相互理解が深まった。「さぬきの夢ラリー」は今後しばらくは継続的に開催し、さらなる普及を目指すこととしている。



労使でお手伝いします。

地域の就職支援活動

和歌山県地域労使就職支援機構 (厚生労働省委託事業)

構成団体

- 連合和歌山 ●経営者協会 ●商工会議所連合会
- 商工会連合会 ●中小企業団体中央会

白浜・円月島

平成17年度 地域労使就職支援機構事業実施計画

- ①労使連携による求人の確保
- ②求人・就職情報の積極的提供
- ③求職者ガイダンス・セミナー等の実施
- ④新卒(予定者)に対する就職支援活動
- ⑤ミスマッチ解消に向けた労使共同の取組み
- ⑥ワークシェアリングの導入促進に向けた事業の推進

〒640-8227

和歌山市西汀丁26(県経済センター4F)

TEL.073-402-2111

FAX.073-425-5086

Eメール roushi.s.s.k@carrot.ocn.ne.jp

ホームページ

<http://www.waroushi.jp>

情報連絡員発表

7月分

D I（ディフュージョンインデックス）値

D I 値は景気が上向きか下向きかを表す数値です。

D I 値＝増加（好転）割合 － 減少（悪化）割合

D I 値＞0 … 景気上向き

D I 値＝0 … 景気横ばい

D I 値＜0 … 景気下向き

業界景況／前月比

2.5ポイント悪化

前年同月比の景気動向

増加・好転↑ 不変→ 減少・悪化↓

業 種	項 目	売 上 高	収 益 状 況	資 金 繰 り	業 界 景 況
製 造 業	食 料 品	↓	↓	↑	↓
	織 維 同 製 品	↓	↓	→	↓
	木 材 木 製 品	↓	↓	↓	↓
	印 刷	↓	↓	↓	↓
	化 学 ゴ ム	↑	↓	→	↓
	窯 業 土 石 製 品	↓	→	→	→
	鉄 鋼 金 属	↑	↑	↑	↑
	そ の 他	→	↓	↓	↓
非 製 造 業	卸 売 業	→	→	→	↓
	小 売 業	↓	↓	↓	↓
	商 店 街	↓	↓	↓	↓
	サ ー ビ ス 業	↓	↓	↓	↓
	建 設 業	→	↓	↓	↓
	運 輸 業	↓	↓	→	↓
D I 値		-37.5	-50.0	-30.0	-60.0

(情報連絡員40名のうち回答数40名 回答率100%)

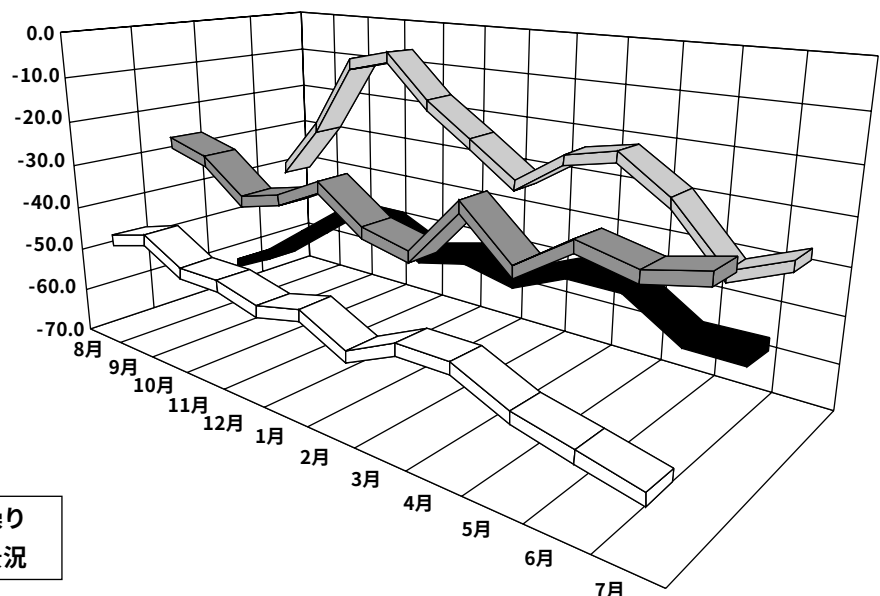
総 評

前年同月比における「業界景況」判断指数（D I 値：景気動向指数）は、マイナス60.0ポイントであり、同6月調査と比べて2.5ポイント悪化した。

同6月調査と比べ、「売上高」は5ポイント改善、「収益状況」は不変、「資金繰り」は2.5ポイント改善した。

7月の調査では業界景況に関して、情報連絡員40名のうち、「不変」との回答は12名、「悪化」との回答は26名で、「好転」との回答は2名であった。

年間D I 値
(前年同月比)
の推移



● 製造業 ●

食 料 品	中元の時期で最終は5～15%予想より下方に収まった様子。デフレスパイラル状況に加え、前年比マイナス要因の一部と推察する。(梅干)
繊維・同製品	業況の厳しさに変化はない。猛暑が続くため、秋冬物の受注に遅れ。中国元の切り上げにも輸入繊維品は減少する見込みはない。(ニット) 総体的にシーズンに入っているにもかかわらず、非常に動きが悪いようである。盆休み以降の動向が気になる。(織物)
木材・木製品	業界の低迷や労働条件が厳しいことから、若手労働者が育たず、後継者不足となっているため、人材育成が急務とされる。(建具) 全体的に受注が減少。一部のプレハブメーカーの下請け会社だけが、従業員も大幅に増え、設備も拡大。(建具) 第19回和歌山県家具産地展(10月1日・2日開催予定)に向けて、準備推進中。(家具)
化 学 ゴ ム	原料・資材共に値上がりし、その勢いは衰えず。製品原価への転嫁計画するも未達成のため、収益状況は不良の傾向。(化成品)
窯業・土石製品	現状変わらず低迷。(生コン)
鉄 鋼 ・ 金 属	原材料であるスクラップの価格が下落を続けており、鋳物企業にとっては好ましい状況にある。(鋳物)
和雑貨製造業	原油の価格高騰により原材料に影響が出始めた。(家庭用品)

● 非製造業 ●

卸 売 業	7月度はエアコンの売上が好調で、同業各社とも単月目標は達成でき、まずまずの業績です。また、県市町村の各学校の夏休み期間中工事が多く発注され、改修に伴う工事量があり、売上に貢献した。新規住宅工事は増えないが、エコキュート(給湯装置)の提案工事に入力を入れ、オール電化絡みの販売が増加の状態を維持している。(電設資材)
小 売 業	青果物の単価安のため、売上額は減少。(日高市場) 従来から夏場は軽装のため宝飾品などの売上が低下するが、年々その状況は厳しくこの2～3ヶ月はより厳しくなると思われる。中小零細小売業の経営は苦しくなるばかり。景気動向に関係なし。(時計) 本町・ぶらくり丁への人の流れをつくり出そうと9～11月の土・日曜日、京橋にオープンカフェが開設される。国土交通省の支援事業との事であるが、小手先のイベントで中心商店街は浮上しない。この地区に定住者を増やす施策を講じないのだろうか。(和歌山市) 今年の7月からの夏のバーゲンシーズンもマンネリ化と言うか、大型店及び大型専門店の年中バーゲンのような感じもあり、商店街の年2回のバーゲンも同様な感じがあり、客足が何時と変わらず低調でした。(田辺市)
サ ー ビ ス 業	今や宿泊施設もインターネットによる予約申し込み量が着実に右肩上がり急増いたしております。各旅館・ホテルのHPの充実で空き室状況や手数料の安さが好印象をもたらした。(旅館) 対前年同月比で、宿泊人員(97.1%)、総売上料金(91.4%)、1人当たり消費単価(94.1%)、総宿泊料金(97.8%)、1人当たり宿泊単価(100.7%)。1～7月の宿泊人員で見ると、16年は572,732人、17年は522,123人で50,609人の減(－8.8%)である。7月の宿泊人員は対前年比2.9%の減であるが、愛知博の影響を考慮すれば善戦しているのではという見方もある。秋(10月)以降については、引き合いも発生してきている。(白浜旅館)
運 輸 業	阪神高速の回数券割引が8月よりなくなり、軽油が毎月1～2円値上がりしています。平成16年1月が67円前後であったのが、この8月からは90円程度にまで上昇しております。この中に32.1円の税金があるため実質の値上げは約2倍近くになってきており、荷主様の理解により運賃の値上げなくして輸送業者の経営は非常に厳しい。(和歌山市) 為替レートの円安ドル高に伴うコスト変化も含めて、8月仕切りのベースとなる月次コストは、20日までの1ヶ月間をコスト計算期間とした場合には、上昇幅がリットル4円を超える。また、25日まででは3円台後半の水準が予想される。原油市況が軟化を続けるのか予断を許さない。コスト変化幅も変動する可能性が強いが、値上げだけは避けられないと見られる。今の水準なら3.6～4.2円の値上げになる。昨年7月より1年間、軽油値上げ1リットル13円強の高騰により、運送業界の経営が厳しい業況に置かれています。売上量も減少しています。(有田トラック)

実施共済制度一覧

マキシムR (逓増定期保険)

損金で落としながら有退時の
役員退職金の準備が出来ます

総合保障プラン

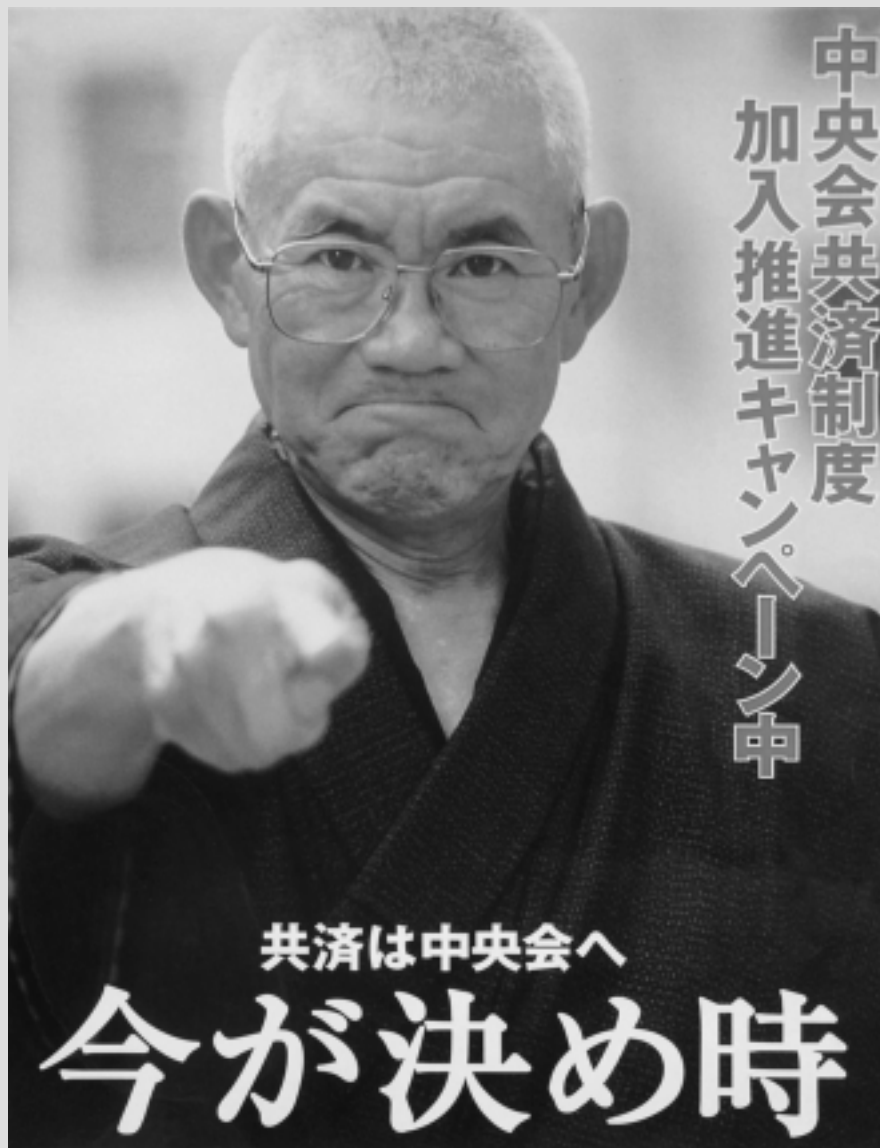
集団割引なのでどこよりも安
い掛金で、高額保障・高額医
療保障

年金共済 (拠出型企業年金保険)

高齢化社会に備え、老後生活
資金が準備できます(個人年
金保険料控除適用可)

特定退職金共済制度

大企業並みの退職金制度の確
立で、優秀な人材の確保を



中央会共済制度
加入推進キャンペーン中

共済は中央会へ
今が決め時

共済受託会社

三井生命保険株式会社

和歌山統括営業部 和歌山市北汀丁7番地

TEL 073-433-3806 FAX 073-431-5280

火災共済

和歌山県火災共済協同組合・和歌山県中小企業共済協同組合

普通火災共済 ①火災 ②落雷 ③破裂・爆発 ④風災・雪災

総合火災共済 上記①～④及び ⑤物体の落下・衝突 ⑥騒じょう・労働争議 ⑦水ぬれ ⑧盗難 ⑨水災 } 担保されます

自動車事故見舞金共済

他の保険と無関係で加入車輛に係る人身事故の場合、契約者に共済金が支払われます。

保障金額 (給付総額は300万円が限度です。)

給付内容	保障金額	備考
死亡共済金	300万円	被害の日から180日以内の死亡(1事故につき300万円)
後遺障害共済金	10万円～300万円	後遺障害共済金
医療入院	1日につき3,000円 複数傷害者でもよく12,000円限度	300万円限度・365日限度
共済金退院	1日につき1,500円 複数傷害者でもよく12,000円限度	実通院、往診を受けた日数・300万円限度・365日限度

加入車種と共済掛金 (1年間の掛金)

車種	掛金額
自家用軽乗用自動車	5,500円
自家用軽貨物自動車	5,500円
自家用乗用自動車	11,000円
自家用小型貨物自動車	11,000円
自家用普通貨物自動車	2t以下 17,000円
〃	2t超 27,000円

問合先 ● 和歌山市西汀丁26番地 TEL (073) 431-3288 (代)

富士火災の 和歌山県中央会集団扱制度

和歌山県中央会集団扱制度とは、各種損害保険を一般で加入するよりも保険料が最大約9%安くなる※お得な保険制度です。

※保険種類・払込方法により異なります。

グループ傷害保険

経営安心部長 

- ①労災認定を待たずに保険金をお支払い！
- ②従業員の入替りや人数の増減の際にも報告や精算が不要！
(売上高方式の場合)
- ③通勤途上や経営者の業務上災害も補償！
- ④特約により24時間補償、病気死亡による葬祭費用も実費補償！
※葬祭費用保険金は建設業の場合下請負人およびアルバイト・パートは被保険者に含まれません。
- ⑤入院・通院保険金は1日目からお支払い！
- ⑥特約により地震などの天災を補償！
- ⑦建設業の場合、下請負人担保・経営事項審査の加点対象！
※経営事項審査の加点となるのは、一定の条件を充足した場合のみです。

グループ傷害保険

入院医療保険金支払特約付帯

新 経営安心部長 

- ①お工作中的のケガはもちろん、日常の病気入院も補償！
 - ②年齢・性別・職業に関係なく保険料は一律！
※入院医療保険金特約にかぎります。
 - ③医師の診査は不要。各人の告知も不要！
※被保険者数が5名以上の場合に限りです。
 - ④記名不要の人数式契約で、人の入替え時もスムーズ！
 - ⑤全員付保の場合に掛金は全額損金処理が可能！
- 被保険者数5名以上かつ全員付保（一部例外を除く）が条件となります。

医療保険

医療費用担保特約付帯

24時間
建保

ケガまたは病気により日本国内で一泊2日以上入院した場合

- ①健保の3割自己負担分をお支払いします！
- ②差額ベッド代をお支払いします！（日額15,000円限度）
- ③入退院時の交通費をお支払いします！
- ④ホームヘルパー費用、付添看護費用をお支払いします！
- ⑤最先端技術の高度先進医療費用をお支払いします！

※この広告の内容は概要の説明です。詳しくは、弊社担当者社員・代理店にご照会ください。

 富士火災海上保険株式会社

〈本 社〉
〒542-8567
大阪市中央区南船場1-18-11
TEL.06-6271-2741（大代表）
HOME PAGE
<http://www.fujikasai.co.jp>

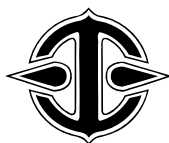
〈東京本社〉
〒104-8122
東京都中央区銀座2-12-18
TEL.03-3542-3911（大代表）

最速のご質問・ご相談は—
0120-228-386
24時間受付
保険もしもしコール

事故の受付・ご相談は—
0120-220-557
24時間365日事故受付相談サービス



初秋



和歌山県中小企業団体中央会

〒640-8566 和歌山市西汀丁26番地

和歌山県経済センター7階

TEL 073-431-0852

FAX 073-431-4108

URL <http://www.chuokai-wakayama.or.jp/>

E-mail info@chuokai-wakayama.or.jp